

審 査 基 準

令和3年3月22日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第7条第5項
処 分 概 要 : 許可証の書換え
原権者 (委任先) : 兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第5条第9項、同条第10項 (許可証の書換への申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日以内
申 請 先 : 申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口へ提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係 (078-341-7441 内線3426)
備 考 :